

議第55号

令和元年度

一般会計補正予算書

(第2号)

檜原市

令和元年度樫原市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度樫原市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,896,716千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年9月2日提出

樫原市長 森下 豊

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例交付金		千円 432,962	千円 837	千円 433,799
	1 地方特例交付金	432,962	837	433,799
14 国庫支出金		6,922,588	837	6,923,425
	2 国庫補助金	1,867,961	837	1,868,798
15 県支出金		2,899,770	11,858	2,911,628
	2 県補助金	980,498	11,858	992,356
17 寄附金		20,050	1,000	21,050
	1 寄附金	20,050	1,000	21,050
19 繰越金		118,340	28,266	146,606
	1 繰越金	118,340	28,266	146,606
20 諸収入		2,230,217	812	2,231,029
	4 雑入	1,324,220	812	1,325,032
21 市債		2,557,000	121,500	2,678,500
	1 市債	2,557,000	121,500	2,678,500
歳 入 合 計		42,731,606	165,110	42,896,716

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,321,220	千円 130,875	千円 5,452,095
	1 総務管理費	4,344,850	130,875	4,475,725
3 民生費		18,107,450	22,188	18,129,638
	1 社会福祉費	8,776,540	970	8,777,510
	2 児童福祉費	6,629,763	21,218	6,650,981
10 教育費		3,989,160	12,047	4,001,207
	1 教育総務費	608,463	260	608,723
	2 小学校費	602,429	3,690	606,119
	4 幼稚園費	357,279	7,097	364,376
	6 保健体育費	709,116	1,000	710,116
歳 出 合 計		42,731,606	165,110	42,896,716

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円
八木駅南市有地活用事業 (消費税率等改正分)	令和2年度から 令和19年度まで	48,976
人事給与等総合システム賃貸借事業 (消費税率等改正分)	令和2年度から 令和6年度まで	1,235
路線価作成業務委託事業 (消費税率等改正分)	令和2年度	340
福祉センターやわらぎの郷 指定管理業務委託事業 (消費税率等改正分)	令和2年度から 令和5年度まで	6,297
各小中学校空調設備賃貸借事業 (消費税率等改正分)	令和2年度から 令和14年度まで	20,960

第3表 地方債補正

(変更)

補 正 前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備事業	千円 60,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者との協定によ るものとする。 ただし、市財 政の都合により 据置期間及び償 還期間を短縮 し、又は繰上償 還もしくは低利 に借換えること ができる。
臨時財政対策	1,326,000	"	"	"

補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備事業	千円 61,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者との協定によ るものとする。 ただし、市財 政の都合により 据置期間及び償 還期間を短縮 し、又は繰上償 還もしくは低利 に借換えること ができる。
臨時財政対策	1,446,200	"	"	"

